

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

| | |
|---|-----|
| 告 示 | ページ |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課) | 1 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (") | 1 |
| ○高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例に基づく共生モデル地区の指定 (環境共生課) | 1 |
| 公 告 | |
| ○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課) (8・1 掲示) | 1 |
| ○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (3件) (") (") | 1 |
| 高知県公安委員会告示 | |
| ○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 | 2 |

告 示

高知県告示第521号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成25年8月13日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日
大寺歯科診療所 安芸郡奈半利町乙1378-1 平25・5・31

高知県告示第522号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成25年8月13日

高知県知事 尾崎 正直

| 指定年月日 | 事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類 |
|------------|---------------------------|--|
| 平成25年7月17日 | 高知医療生活協同組合 高知市口細山206-9 | デイサービスせいきょう 四万十 四万十市具同3227 通所介護 介護予防通所介護 |
| 〃 | 〃 | 生協介護の窓口しまんと 四万十市具同3227 居宅介護支援 |

高知県告示第523号

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（平成13年高知県条例第4号）第11条第5項に規定する共生モデル地区を次のとおり指定するので、同条例第12条第7項の規定により告示する。

平成25年8月13日

高知県知事 尾崎 正直

- 共生モデル地区の区域
高岡郡四万十町のうち四万十川支流中津川流域の土地の区域
- 指定年月日
平成25年8月23日
（「次の図面」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部環境共生課並びに四万十町役場及び四万十町役場大正総合支所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年8月1日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成25年8月1日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

| 申請のあった年月日 | 申請に係る特定非営利活動法人 | | | |
|-----------|-------------------------|--------|--------------|---|
| | 名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
| 平成25年8月1日 | 特定非営利活動法人サクセスフルエイジング研究会 | 宮野 伊知郎 | 高知市西塚ノ原29番地1 | この法人は、こころと身体の健康づくりに関する事業を、若年から高齢者まで幅広い世代を対象として行う。事業を通してこころと身体の健康づくりの手法を研究開発し、そして実践に活用する。また、地域の保健福祉分野の調査分析、地域活性に関する事業を行う。これらの事業を通じて公益の増進に寄与することを目的とする。 |

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年8月1日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成25年8月1日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

| 申請のあった年月日 | 定款変更に係る特定非営利活動法人 | | | |
|-----------|------------------|---------|------------|---------------------|
| | 名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 定款に記載された目的 |
| 平成25年8月 | 特定非営利活 | 三宅 ヨシユキ | 室戸市領家87 | この法人は、障害者とその家族・地域住民 |

| | | | | |
|----|--------------------------|--|----|---|
| 1日 | 動法人 むろと うみが めの会 | | 番地 | (以下「障害者等」という。)にかかわる相談活動、調査・研究活動、研修活動、情報提供活動、交流活動、共同作業所設置等、生活・介護への支援に関する事業を行うことにより、障害者等の福祉・教育・医療・保健の増進を図り、もって障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。 |
|----|--------------------------|--|----|---|

~~~~~

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年8月1日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成25年8月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

| 申請の<br>あった<br>年月日 | 定款変更に係る特定非営利活動法人                     |            |                           |                                                                                                                   |
|-------------------|--------------------------------------|------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   | 名称                                   | 代表者の<br>氏名 | 主たる<br>事務所<br>の所在<br>地    | 定款に記載された目的                                                                                                        |
| 平成25<br>年8月<br>1日 | 特定非<br>営利活<br>動法人<br>ホップ<br>あきの<br>会 | 広松 紘<br>三郎 | 安芸市<br>伊尾木<br>198番<br>地1号 | この法人は、障害児者及びその家族に対して通所の働く場を設置、運営する事により、授産活動、相談活動、研修活動、情報提供活動、交流活動等を通して生活、介護への支援に関する事業を行い、障害児者の福祉の向上に寄与することを目的とする。 |

~~~~~

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成25年8月1日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成25年8月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

| 申請の あった 年月日 | 定款変更に係る特定非営利活動法人 | | | |
|-------------------|--|------------|----------------------------------|---|
| | 名称 | 代表者の 氏名 | 主たる 事務所 の所在 地 | 定款に記載された目的 |
| 平成25 年8月 1日 | 変更前 特定非 営利活 動法人 F U S E | 中屋 進 | 香美市 土佐山 田町楠 目446 番地2 | この法人は、高知県で生活する人々（特に若年層）に対し、キャリアプランニング・フェイナンシャルプランニング・ライフプランニングを提案する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。 |
| | 変更後 | 〃 | 近藤 純 次 | 〃 |

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| | | | | 人材のコーディネート事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。 |
|--|--|--|--|---|

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第22号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査（以下「審査」と総称する。）を次のとおり実施する。

平成25年8月13日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助

1 審査の種類、期日及び場所

(1) 審査の種類

規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

- ア 大型自動車免許及び中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）
- イ 普通自動車免許
- ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）
- エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）

(2) 審査の期日

平成25年9月19日（木）及び20日（金）

(3) 審査の場所

吾川郡いの町枝川200番地
高知県警察本部交通部運転免許センター

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会に提出すること。

その際受けようとする審査の種類に応じた自動車運転免許証を提示すること。

(2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項各号、第2項各号、第3項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該

各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。

(3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。

ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証

エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証

オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 審査の実施に関する事項

(1) 技能検定員審査の方法等

| 項目 | 細目 | 方法等 |
|--------------------------------------|-----------------------|--|
| 大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能 | 技能検定員として必要な自動車の運転技能 | 技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。 |
| | 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 | 実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。 |
| 大型自動車免許等、普通自動車免許 | 教則の内容となっている事項 | 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあ |

| | | |
|------------------------|----------------------------------|---|
| 許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識 | 自動車教習所に関する法令についての知識 | っては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。 |
| | 技能検定の実施に関する知識 | 面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。 |
| | 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 | |
| 大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能 | 技能検定員として必要な自動車の運転技能 | 技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。 |
| | 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 | 実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。 |
| 大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識 | 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識 | 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。 |
| | 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 | 論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。 |

(2) 教習指導員審査の方法等

| 項目 | 細目 | 方法等 |
|---------------------|---------------------|--|
| 大型自動車免許等、普通自動車免許及び特 | 教習指導員として必要な自動車の運転技能 | 技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。 |

| | | |
|------------------------------------|---|---|
| 定第一種免許の教習に関する技能 | 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能 | 実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。 |
| | 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能 | |
| 大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識 | 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 | 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。 |
| | 自動車教習所に関する法令についての知識 | |
| | 教習指導員として必要な教育についての知識 | 面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。 |
| 大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能 | 教習指導員として必要な自動車の運転技能 | 技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。 |
| | 技能教習に必要な教習の技能 | 実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。 |
| 大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識 | 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識 | 論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。 |

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査（大型自動車免許等23,500円、普通自動車免許19,650円、特定第一種免許14,500円、大型自動車第二種免許等21,850円）

イ 教習指導員審査（大型自動車免許等15,000円、普通自動車免許11,800円、特定第一種免許9,450円、大型自動車第二種免許等12,850円）

4 その他

審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話番号088-893-1221内線372）に問い合わせること。